

臨時休業等の判断基準について(フローチャート)

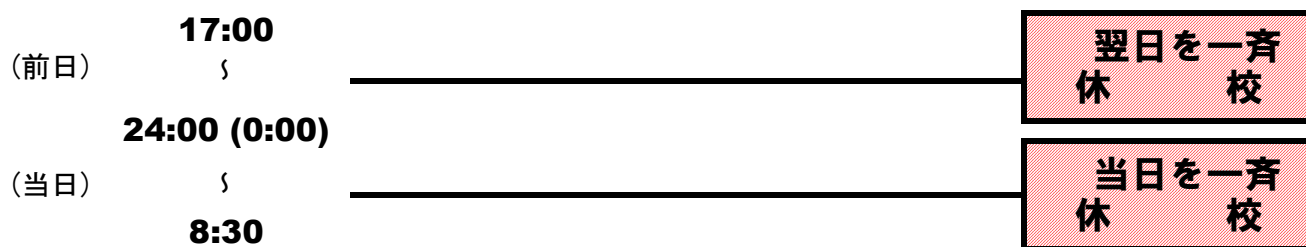
1 「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」、「暴風雪」警報のうち、2つ以上発表されている場合



2 台風の影響による「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が1つでも発表されている場合



3 「一定震度以上(震度5弱以上)」の地震が発生した場合 (全市立幼稚園、学校で同一対応)



4 「特別警報」が発表されている場合



なお、生徒が①登校中に警報が発表されそのまま登校してきた場合、②在校中に警報が発表された場合、③下校中に警報が発表され学校に戻ってきた場合は、原則として次のように対応します。

- (1) 甚大な災害が想定される異常気象の場合は、保護者が迎えに来るまで学校待機とします。
 迎えの開始時刻については災害の程度等によって異なります。
- (2) 気象状況等によっては、保護者と連絡が取れるなど安全が確認できれば順次下校させます。